

《会計・税務の知識》 速報！平成 29 年度税制改正大綱

平成 28 年 12 月 8 日、自由民主党および公明党による平成 29 年度税制改正大綱が公表されました。

「一億総活躍社会」実現に向け、日本全体の成長力の底上げのために「働き方改革」と「イノベーション」が必要であり、税制での後押しをしようとする改正案となっています。

所得税においては、就業調整を意識しないよう配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得金額の上限を 85 万円（給与収入 150 万円）に引き上げるとともに、担税力の調整の観点から納税者本人の合計所得金額に所得制限を設ける予定です。

一方、法人税については、IoT や人工知能等の第 4 次産業のビジネスの研究開発を研究開発税制の対象範囲としたり、賃上げを促すための所得拡大税制の強化や中小企業向けの設備投資減税拡大、事業再編の活性化のための組織再編税制の見直し等が織り込まれました。

資産税については、課税の適正化のため、国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲や取引相場のない株式の評価、タワーマンションの階層の取引単価の差異を調整するための固定資産税・都市計画税見直しが行われる予定です。また事業承継対策についても活用を促す措置が設けられております。

その他、地方拠点の強化、外国子会社を通じた租税回避の抑制、災害に関する税制上の整備の観点から、様々な制度が盛り込まれています。なお、本大綱には 2020 年度の基礎的財政収支の黒字化目標に資するべく平成 31 年 10 月 1 日の消費税率 10% への引上げを確実に実施する旨が付言されております。

以下では、速報版として主要な改正にかかる要約をご紹介します（全 12 ページ）。
詳細はこちらでご確認頂けます。（<https://www.jimin.jp/news/policy/133810.html>）

〔個人所得課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限																																																												
所得税 住民税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	配偶者控除額及び配偶者特別控除額を以下の通りとする。 （上段：所得税、下段かっこ書き：地方税） （1）配偶者特別控除額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">世帯主の合計所得</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>950 万円以下</th> <th>1,000 万円以下</th> <th>1,000 万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">配偶者の合計所得</td> <td>123 万円超</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>123 万円以下</td> <td>3 万円 (3)</td> <td>2 万円 (2)</td> <td>1 万円 (1)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>120 万円以下</td> <td>6 (6)</td> <td>4 (4)</td> <td>2 (2)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>115 万円以下</td> <td>11 (11)</td> <td>8 (8)</td> <td>4 (4)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>110 万円以下</td> <td>16 (16)</td> <td>11 (11)</td> <td>6 (6)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>105 万円以下</td> <td>21 (21)</td> <td>14 (14)</td> <td>7 (7)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>100 万円以下</td> <td>26 (26)</td> <td>18 (18)</td> <td>9 (9)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>95 万円以下</td> <td>31 (31)</td> <td>21 (21)</td> <td>11 (11)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>90 万円以下</td> <td>36 (33)</td> <td>24 (22)</td> <td>12 (11)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>85 万円以下</td> <td>38 (33)</td> <td>26 (22)</td> <td>13 (11)</td> <td>0 (0)</td> </tr> </tbody> </table>		世帯主の合計所得				900 万円以下	950 万円以下	1,000 万円以下	1,000 万円超	配偶者の合計所得	123 万円超	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	123 万円以下	3 万円 (3)	2 万円 (2)	1 万円 (1)	0 (0)	120 万円以下	6 (6)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	115 万円以下	11 (11)	8 (8)	4 (4)	0 (0)	110 万円以下	16 (16)	11 (11)	6 (6)	0 (0)	105 万円以下	21 (21)	14 (14)	7 (7)	0 (0)	100 万円以下	26 (26)	18 (18)	9 (9)	0 (0)	95 万円以下	31 (31)	21 (21)	11 (11)	0 (0)	90 万円以下	36 (33)	24 (22)	12 (11)	0 (0)	85 万円以下	38 (33)	26 (22)	13 (11)	0 (0)	所得税：平成 30 年分以後の所得税について適用 地方税：平成 31 年度分以後の個人住民税について適用
	世帯主の合計所得																																																														
	900 万円以下	950 万円以下	1,000 万円以下	1,000 万円超																																																											
配偶者の合計所得	123 万円超	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																																										
	123 万円以下	3 万円 (3)	2 万円 (2)	1 万円 (1)	0 (0)																																																										
	120 万円以下	6 (6)	4 (4)	2 (2)	0 (0)																																																										
	115 万円以下	11 (11)	8 (8)	4 (4)	0 (0)																																																										
	110 万円以下	16 (16)	11 (11)	6 (6)	0 (0)																																																										
	105 万円以下	21 (21)	14 (14)	7 (7)	0 (0)																																																										
	100 万円以下	26 (26)	18 (18)	9 (9)	0 (0)																																																										
	95 万円以下	31 (31)	21 (21)	11 (11)	0 (0)																																																										
	90 万円以下	36 (33)	24 (22)	12 (11)	0 (0)																																																										
	85 万円以下	38 (33)	26 (22)	13 (11)	0 (0)																																																										

税目	項目	改正内容	適用期限																		
		<p>(2) 配偶者控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者(所得割の納税義務者)の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>38万円 (33万円)</td> <td>48万円 (38万円)</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>26万円 (22万円)</td> <td>32万円 (26万円)</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>13万円 (11万円)</td> <td>16万円 (13万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住者(所得割の納税義務者)の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (38万円)	900万円超950万円以下	26万円 (22万円)	32万円 (26万円)	950万円超1,000万円以下	13万円 (11万円)	16万円 (13万円)					
居住者(所得割の納税義務者)の合計所得金額	控除額																				
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																			
900万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (38万円)																			
900万円超950万円以下	26万円 (22万円)	32万円 (26万円)																			
950万円超1,000万円以下	13万円 (11万円)	16万円 (13万円)																			
所得税 住民税	積立NISAの創設	<p>新たな少額投資非課税制度(NISA)として積立NISAを創設し、現行NISAと選択適用が可能となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>積立NISA</th> <th>現行NISA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資対象商品</td> <td>公募等株式投資信託</td> <td>上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT等</td> </tr> <tr> <td>非課税対象</td> <td colspan="2">配当・分配金、譲渡益</td> </tr> <tr> <td>非課税で保有できる期間</td> <td>最長20年</td> <td>最長5年</td> </tr> <tr> <td>各年の非課税枠</td> <td>40万円</td> <td>120万円(平成28年以後)</td> </tr> <tr> <td>新規投資が可能な期間</td> <td>平成30年から平成49年</td> <td>平成28年から平成35年</td> </tr> </tbody> </table>		積立NISA	現行NISA	投資対象商品	公募等株式投資信託	上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT等	非課税対象	配当・分配金、譲渡益		非課税で保有できる期間	最長20年	最長5年	各年の非課税枠	40万円	120万円(平成28年以後)	新規投資が可能な期間	平成30年から平成49年	平成28年から平成35年	平成30年から平成49年まで
	積立NISA	現行NISA																			
投資対象商品	公募等株式投資信託	上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT等																			
非課税対象	配当・分配金、譲渡益																				
非課税で保有できる期間	最長20年	最長5年																			
各年の非課税枠	40万円	120万円(平成28年以後)																			
新規投資が可能な期間	平成30年から平成49年	平成28年から平成35年																			
所得税 住民税	特定口座年間取引報告書の電磁化	金融商品取引業者等から受取った電磁的記録の特定口座年間取引報告書で真正性を担保していると認められたものを確定申告書添付書類として認める。	(所得税)平成31年分以後、(住民税)平成32年分以後																		
所得税 住民税	みなし譲渡所得の非課税承認の特例対象拡大	<p>みなし譲渡所得の非課税承認の特例(※1)対象に公益社団法人、公益財団法人、学校法人や社会福祉法人で、役員等以外の者からの贈与又は遺贈で一定の要件を満たした財産を追加する(株式、新株予約権、特定受益証券発行信託受益権及び社債的受益権等を除く)</p> <p>(※1)申請書の提出日から1ヶ月以内に承認しないこととの決定がなかった場合は承認があったものとみなす特例</p>	—																		
所得税	届出書提出不要	<p>下記の届出書はそれぞれ括弧内の税務署長への届出が不要になる。</p> <p>(1)納税地の変更に関する届出書(変更後の納税地の所轄税務署長)</p> <p>(2)納税地の異動に関する届出書(異動後の納税地の所轄税務署長)</p> <p>(3)個人事業の開廃業届出書(その個人の納税地の所轄税務署以外の税務署長)</p> <p>(4)給与支払事務所等の移転届出書(移転後の給与支払事務所の所在地の所轄税務署長)</p>	—																		
所得税 住民税	医療費控除、セルフメディケーション税制の添付書類	医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用を受ける場合の確定申告書への添付書類について、現行の医療費の領収書等から医療費の明細書等へ変更する。	平成29年分以後																		
国民健康保険税	国民健康保険料の軽減基準所得の引上げ	<p>(1)5割軽減となる世帯の判定基準所得 27.0万円(現行26.5万円)×被保険者数</p> <p>(2)2割軽減となる世帯の判定基準所得 49.0万円(現行48.0万円)×被保険者数</p>	平成30年4月1日から																		

〔資産課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
相続税 贈与税	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	<p>(1) 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、これを切り捨てる(現行：切り上げる)こととする。ただし、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数が一人の場合には、一人とする。</p> <p>(2) 相続時精算課税制度に係る贈与を、贈与税の納税猶予制度の適用対象に加える。</p> <p>(3) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者であること及び当該会社の株式等が非上場株式等に該当することとする要件を撤廃する。</p>	平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。
相続税 贈与税	相続税又は贈与税の納税義務の見直し	<p>(1) 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前10年(現行：5年)以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととする。</p> <p>(2) 被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって一時的滞在(国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在をいう。(3)において同じ。)をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とすることとする。</p> <p>(3) 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前10年以内に国内に住所を有していた被相続人等(日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く。)から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。</p> <p>(注) 贈与税の納税義務についても同様とする。</p>	平成29年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。
贈与税	教育資金贈与の非課税措置に関する手続要件の緩和	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置における金融機関への領収書等の提出について、書面による提出に代えて電磁的方法により提供することができることとする。	平成29年6月1日以後に提出する領収書等について適用
相続税	相続株式等の物納順位見直し	相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち金融商品取引所に上場されているもの等を国債及び不動産等と同順位(第一順位)とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とする。	—

税目	項目	改正内容	適用期限
相続税 贈与税	平成 18 年医療法等改正法の改正に伴う措置	<p>良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「平成 18 年医療法等改正法」という。）の改正を前提に、次の措置を講ずる。</p> <p>（1）平成 18 年医療法等改正法に規定する移行計画の認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより当該医療法人が持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、当該医療法人が当該放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない。</p> <p>（2）上記（1）の適用を受けた医療法人について、持分の定めのない医療法人への移行をした日以後 6 年を経過する日までの間に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には、上記（1）の経済的利益については、当該医療法人を個人とみなして、贈与税を課する。</p> <p>（3）医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を 3 年延長する。</p> <p>（4）その他所要の措置を講ずる。</p>	—
相続税 贈与税	相続税等の財産評価の適正化	<p>（1）取引相場のない株式の評価の見直し</p> <p>① 類似業種比準方式について、次の見直しを行う。</p> <p>イ 類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前 2 年間平均を加える。</p> <p>ロ 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。</p> <p>ハ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1 : 1 : 1 とする。</p> <p>② 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。</p> <p>（2）広大地の評価について 現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件を明確化する。</p> <p>（3）株式保有特定会社の判定基準について 株式保有特定会社（保有する株式及び出資の価額が総資産価額の 50% 以上を占める非上場会社）の判定基準に新株予約権付社債を加える。</p>	<p>（1）については平成 29 年 1 月 1 日以後、（2）及び（3）については平成 30 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用</p>
登録免許税	軽減措置の期限延長	<p>（1）土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。</p> <p>（2）住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 3 年延長する。</p> <p>（3）信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等に対する税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。</p>	<p>（1）平成 31 年 3 月 31 日まで</p> <p>（2）平成 32 年 3 月 31 日まで</p> <p>（3）平成 31 年 3 月 31 日まで</p>

税目	項目	改正内容	適用期限
地方税 固定資産税・都市計画税 不動産取得税	居住用超高層建築物に係る課税の見直し	<p><固定資産税・都市計画税></p> <p>(1) 居住用超高層建築物に対して課する固定資産税について、次の見直しを行う。</p> <p>① 高さが60mを超える建築物(建築基準法令上の「超高層建築物」)のうち、居住用超高層建築物については、当該居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を各区分所有者にあん分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積を、住戸の所在する階層の差違による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率(以下(1)において「階層別専有床面積補正率」という。)により補正する。</p> <p>② 階層別専有床面積補正率は、最近の取引価格の傾向を踏まえ、居住用超高層建築物の1階を100とし、階が一を増すごとに、これに、10を39で除した数を加えた数値とする。</p> <p>その他一定の措置を講じる。</p> <p><不動産取得税></p> <p>(2) 不動産取得税の計算方法も固定資産税と同様とする。</p>	平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物(平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。)について適用する。
固定資産税 都市計画税 事業所税	保育施設の事業主等に対する軽減措置	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等について、一定の保育に係る施設を設置する場合には、当該施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税や償却資産について、課税標準額を最初の5年間減額する等の措置をとる。	—
固定資産税 都市計画税	認定経営力向上計画に基づく特例措置の対象となる資産の範囲拡大	中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき、中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備のうち一定のものを加える。	—
固定資産税 都市計画税	耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の拡大	耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次の見直しを行う。 <p>① 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して市町村に申告がされた場合には、改修工事が完了した翌年度分限り、減額すべき額を3分の2(現行:2分の1)に拡充する。</p> <p>② 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して市町村に申告がされた場合には、改修工事が完了した翌年度分限り、減額すべき額を3分の2(現行:3分の1)に拡充する。</p>	—

〔法人課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税 地方税	試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し	<p>試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う。</p> <p>（１）試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率（現行：試験研究費割合に応じ８～１０％）を一定の試験研究費の増減割合に応じた税額控除率（１０％を上限とする。）とする制度に改組する。</p> <p>（２）試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の１０％を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を廃止した上、その適用期限を２年延長する。</p> <p>（３）２年間の時限措置として、次の措置を講ずる。</p> <p>①試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の上限を１４％（原則：１０％）とする。</p> <p>②中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の増加割合が５％を超える場合には、次のとおりとする。</p> <p>イ 税額控除率（１２％）に、増加割合から５％を控除した割合に０．３を乗じて計算した率を加算する。ただし、税額控除率の上限は１７％とする。</p> <p>ロ 控除税額の上限（当期の法人税額の２５％）に当期の法人税額の１０％を上乗せする。なお、平均売上金額の１０％を超える試験研究費に係る税額控除制度との選択適用とする。</p> <p>③試験研究費の額が平均売上金額の１０％を超える場合には、平均売上金額の１０％を超える試験研究費に係る税額控除制度の適用に代えて、一定の措置を適用できる。</p> <p>（４）試験研究費の範囲について、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用を加える。</p> <p>（５）特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、一定の見直しを行う。</p>	—
法人税 事業税	確定申告書の提出期限の延長の特例	<p>法人が、会計監査人を置いていおり、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から３月以内に定時総会が招集されない常況にある場合には、４月を超えない範囲内において確定申告書の提出期限の延長を認める。</p>	—

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税 地方税	所得拡大促進税制の見直し	<p>雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 中小企業者等以外の法人</p> <p><要件></p> <p>現行：平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること</p> <p>改正：平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を2%以上増加すること</p> <p><控除税額></p> <p>現行：雇用者給与等支給増加額の10%</p> <p>改正：雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%との合計額</p> <p>(2) 中小企業者等</p> <p>現行：雇用者給与等支給増加額の10%</p> <p>改正：雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%との合計額とする。</p>	—
法人税	役員給与の見直し	<p>(1) 利益連動給与</p> <p>①算定指標の範囲について、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標（利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る。）を加えるとともに、当該事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間の指標を用いることができることとする。</p> <p>②利益の状況を示す指標又は上記①の追加された指標を基礎として算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするものを対象に加える。</p> <p>③同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与を対象に加える。</p> <p>(2) 事前確定届出給与</p> <p>所定の時期に確定した数の新株予約権を交付する給与を対象に加えるとともに、一定の新株予約権による給与についての事前確定の届出を不要とする。</p> <p>その他一定の措置を講じる</p>	<p>新株予約権に係る部分は平成29年10月1日以後に支給又は決議をする給与について適用する。</p> <p>その他については平成29年4月1日以後に支給又は決議をする給与について適用する。</p>
法人税 法人税 法人税 所得税	組織再編税制等の見直し	<p>(1) 適格分割の範囲に、分割法人が行っていた事業の一部をその分割型分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として一定の要件に該当するものを加える。ただし分割に伴って分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されるものに限る。</p> <p>(2) 100%子法人株式の全部を分配する現物分配について、分割型分割と同様に取り扱うための措置として、一定の措置を講ずる。</p> <p>(3) 内国法人である現物分配法人の100%子法人株式の全部を分配する現物分配により子法人株式の交付を受けた外国法人株主について、分割型分割と同様に取り扱うための措置として、一定の措置を</p>	(5) から (9) までの改正は、平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用する。

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税		<p>講ずる。</p> <p>(4) 単独新設分社型分割の後にその交付を受けた分割承継法人株式を分配する一定の現物分配を行うことが見込まれている場合には、その単独新設分社型分割に係る適格要件のうち関係継続要件について、その現物分配の直前の時までの関係により判定することとする。(注) 単独新設現物出資についても同様とする。</p>	
法人税		<p>(5) 吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件について、合併法人又は株式交換完全親法人が被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式の3分の2以上を有する場合におけるその他の株主に対して交付する対価を除外して判定することとする。</p>	
法人税		<p>(6) 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による完全子法人化について、株式交換と同様に、組織再編税制の一環として位置づけ、一定の措置を講ずる。</p>	
法人税		<p>(7) 非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度及び連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について、時価評価の対象となる資産から、帳簿価額が1,000万円未満の資産を除外する。</p>	
法人税 所得税		<p>(8) みなし配当の額が生ずる事由となる自己の株式の取得について、その範囲から全部取得条項付種類株式に係る定めを設ける旨の定款変更に対抗する株主からの買取請求に基づく取得を除外する(所得税についても同様とする。)(注) 買取請求は、一定の場合に行ったものに限る。</p>	
法人税		<p>(9) 組織再編税制における適格要件について、関係継続要件等について見直しを行う。</p>	
法人税 所得税		<p>(10) 営業権の償却方法について、取得年度の償却限度額の計算上、月割計算を行うこととする。資産調整勘定及び負債調整勘定についても同様とする。</p>	
法人税		<p>(11) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度のうち支配関係がある法人間でみなし共同事業要件を満たさない適格合併等が行われた場合における欠損金の制限措置及び特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、支配関係発生日の属する事業年度開始の日から支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失額を制限の対象に加える。</p>	
法人税		<p>(12) 特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、特定支配関係が生じた事業年度において一定の事由が生じた場合のその事業年度開始の日から特定支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失額を損金不算入の対象に加える。</p>	
法人税		<p>(13) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置について、他の者による完全支配関係がある法人が特定支配関係が生じた日以後に解散し、残余財産が確定した場合を制限の対象に加える。</p>	

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税 地方税	地域中核企業向け設備 投資促進税制の創設	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、特定地域中核事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をして、その地域中核事業(仮称)の用に供したときは、その取得価額の40%(建物及びその附属設備並びに構築物については、20%)の特別償却とその取得価額の4%(建物及びその附属設備並びに構築物については、2%)の税額控除(法人税額の20%上限)との選択適用ができることとする。	改正法の施行の日から平成31年3月31日までの間に特定地域中核事業施設等の新設し、又は増設した場合
法人税 所得税 地方税 (3)は法人税のみ	中小企業向け設備投資 促進税制の拡充	(1) 中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、一定の措置を講ずる。 (2) 中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の総額に係る税額控除制度の改組にかかわらず、一律の税額控除率(現行:12%)を維持した上、2年間の時限措置として、一定の措置を講ずる。 (3) 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。	—
法人税 所得税 地方税	地方創生の推進	地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度並びに特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)のうち地方事業所基準雇用者数に係る措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置について、一定の措置を講ずる。	—
法人税	円滑・適正な納税のための 環境整備	(1) 法人税の納税地に異動があった場合に提出することとされている届出書について、その異動後の納税地の所轄税務署長への提出を不要とする。連結子法人の本店等所在地に異動があった場合に提出することとされている届出書についても同様とする。 (2) 法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付を不要とする。 (3) 外国税額控除制度及び研究開発税制等について、その適用に係る申告要件につき、納税者の立証すべき事項及び当初申告の要否を明確化し、要件を満たす場合には税額控除額を変更できることを明らかにすることで、税務署長が増額更正をする場合において連動的に税額控除額を増加できるものとする。	—
法人税 (2)は所得税含む	その他	(1) 新事業開拓事業者投資損失準備金制度について、一定の見直しを行った上、その適用期限を1年延長する。 (2) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、一定の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。 (3) 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置を講ずる。	平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用

〔消費課税・その他納税環境整備〕

税目	項目	改正内容	適用期限																												
酒税	酒税の税率の引き下げ	<p>発泡性酒類、醸造酒類及び混成酒類に係る酒税の税率を以下のとおり見直す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="3">改正案</th> </tr> <tr> <th>第一段階</th> <th>第二段階</th> <th>第三段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発泡性酒類</td> <td>220,000円/kl</td> <td>200,000円/kl</td> <td>181,000円/kl</td> <td>155,000円/kl</td> </tr> <tr> <td>醸造酒類</td> <td>140,000円/kl</td> <td>120,000円/kl</td> <td>100,000円/kl</td> <td>100,000円/kl</td> </tr> <tr> <td>混成酒類(アルコール分20度)</td> <td>220,000円/kl</td> <td>200,000円/kl</td> <td>200,000円/kl</td> <td>200,000円/kl</td> </tr> <tr> <td>[アルコール分1度当たりの加算額]</td> <td>[11,000円/kl]</td> <td>[10,000円/kl]</td> <td>[10,000円/kl]</td> <td>[10,000円/kl]</td> </tr> </tbody> </table>	種類	現行	改正案			第一段階	第二段階	第三段階	発泡性酒類	220,000円/kl	200,000円/kl	181,000円/kl	155,000円/kl	醸造酒類	140,000円/kl	120,000円/kl	100,000円/kl	100,000円/kl	混成酒類(アルコール分20度)	220,000円/kl	200,000円/kl	200,000円/kl	200,000円/kl	[アルコール分1度当たりの加算額]	[11,000円/kl]	[10,000円/kl]	[10,000円/kl]	[10,000円/kl]	<p>第一段階：平成32年10月1日から適用 第二段階：平成35年10月1日から適用 第三段階：平成38年10月1日から適用</p>
種類	現行	改正案																													
		第一段階	第二段階	第三段階																											
発泡性酒類	220,000円/kl	200,000円/kl	181,000円/kl	155,000円/kl																											
醸造酒類	140,000円/kl	120,000円/kl	100,000円/kl	100,000円/kl																											
混成酒類(アルコール分20度)	220,000円/kl	200,000円/kl	200,000円/kl	200,000円/kl																											
[アルコール分1度当たりの加算額]	[11,000円/kl]	[10,000円/kl]	[10,000円/kl]	[10,000円/kl]																											
自動車税	エコカー減税及びグリーン化特例の延長	<p>(1) 一定の燃費性能に関する要件を充たした場合には、自動車取得税及び自動車重量税の減免を延長する。 (2) 自動車税において一定の燃費性能の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする、自動車税のグリーン化特例の適用期限を2年延長する。 (3) 軽自動車税において一定の燃費性能の優れた自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置を2年延長する。</p>	<p>(1) 自動車取得税は平成31年4月30日まで 自動車重量税は平成31年3月31日まで (2)、(3) 平成31年3月31日まで</p>																												
消費税	仮想通貨に係る課税関係の見直し	<p>資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする。 ただし、上記の改正前に譲り受けた仮想通貨について、個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合の仕入れ区分は、「課税資産の譲渡等」にのみ要する課税仕入れに該当する。 (注1) 事業者が、平成29年6月30日に100万円(税抜き)以上の仮想通貨(国内において譲り受けたものに限る。)を保有する場合において、同日の仮想通貨の保有数量が平成29年6月1日から平成29年6月30日までの間の各日の仮想通貨の保有数量の平均保有数量に対して増加したときは、その増加した部分の課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。</p>	<p>平成29年7月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用</p>																												
法人税 住民税 事業税	無限責任社員の第二次納税義務の対象の追加	<p>無限責任社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に士業法人の社員を加える。 (注) 上記の士業とは、税理士法人、弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び外国法事務弁護士法人をいう。</p>	<p>平成30年1月1日以後に滞納となった国税について適用する。</p>																												

〔国際課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 住民税 事業税	外国子会社合算税制等の総合的見直し	<p>外国子会社合算税制について、以下の見直しを行う。</p> <p>(1) 合算対象とされる外国法人の判定方法等 (2) 会社単位の合算課税制度</p> <p>①適用除外基準 ②適用対象金額の計算 ③適用免除</p> <p>(3) 一定所得の部分合算課税制度</p> <p>①部分合算課税の対象範囲 ②部分適用対象金額の計算 ③部分適用対象金額の計算に係る欠損金繰越控除 ④金融子会社等に係る部分合算課税 ⑤適用免除</p> <p>(4) 特定の外国関係会社に係る会社単位の合算課税制度</p> <p>①合算対象となる外国関係会社 ②合算対象所得の計算 ③適用免除</p> <p>(5) 外国関係会社に係る財務諸表等の添付 内国法人は、次に掲げる外国関係会社に係る財務諸表等を確定申告書に添付しなければならない。</p> <p>①租税負担割合が 20%未満の外国関係会社 ②租税負担割合が 30%未満の外国関係会社（上記(4)に掲げる外国関係会社に限る） (6) 二重課税調整</p> <p>内国法人が上記(2)から(4)までの合算課税の適用を受ける場合には、外国関係会社に対して課されるわが国の所得税の額、復興特別所得税の額及び法人税の額の合計額のうち、合算課税制度により合算対象とされた金額に対応する部分の金額に相当する金額について、その内国法人の法人税の額から控除する等、二重課税を調整する。</p>	平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。
所得税 住民税	非永住者の課税所得の範囲の見直し	<p>非永住者の課税所得の範囲から、所得税法に規定する有価証券で次に掲げるものの譲渡により生ずる所得を除外する。</p> <p>(1) 外国金融商品取引所において譲渡されるもの (2) 国外において金融商品取引等を営む者への売委託により国外において譲渡されるもの (3) 国外において金融商品取引等を営む者の国外営業所等に開設された有価証券等の保管等に係る口座に受け入れられているもの</p>	平成 29 年 4 月 1 日以後に行う有価証券の譲渡について適用する。
法人税 所得税 住民税 事業税	租税条約の相互協議手続の改正に伴う国内法の整備	<p>(1) 相互協議の申立手続について、租税条約の相手国等における居住者が国税庁長官に対し相互協議の申立てをすることができることとする。</p> <p>(2) 仲裁の要請手続について、租税条約の相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした者が国税庁長官に対し仲裁の要請をすることができることとする。</p> <p>(3) 国外関連者との取引に係る課税の特例等に係る納税猶予制度について所要の措置を講ずる。</p>	—

〔災害に関する税制の措置〕

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税	住宅ローン控除の継続	住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が、災害により居住の用に供することができなくなった場合でも、一定の要件に該当するまでは引き続き適用を受けることができる（現行は居住の用に供することができなくなった年に限り適用を受けることができる）。	平成 29 年分以後について適用
所得税	財形非課税貯蓄の払出しに係る利子の非課税	次の事由が生じた日から 1 年を経過する日までに、災害による損害を受ける等の一定の事由が生じたことを理由に財形非課税貯蓄の払出しを行う場合には、同日以前 5 年以内に支払われたその財形非課税貯蓄に係る利子等に対する訴求課税を行わない。	平成 29 年 4 月 1 日以後の払出しについて適用
所得税	買換資産等の取得期間の延長	次の特例適用者が特定非常災害の指定を受けた災害のため、買換資産等を予定期間等内に取得等を行うことが困難となった場合、その予定期間等を 2 年の範囲内で延長する。 (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合課税の特例 (2) 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例 (3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	—
相続税 贈与税	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	災害等の被災者等が本制度の適用を受ける場合について、適用対象となる会社の認定等の時期に応じ、雇用確保要件の免除や破産等した場合の措置を講ずる。 また災害等の発生後に相続又は遺贈により非上場株式等を取得し、円滑化法の認定を受けようとしている会社は、上記に加え事前役員就任要件を緩和する。	平成 29 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。
相続税 贈与税	住宅取得等資金の贈与 不動産・非上場株式の評価	(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、居住要件の緩和等の措置を講ずる。 (2) 災害発生日前の相続等により取得した財産に係る相続税等で当該災害発生日以後に申告期限が到来するものについて、その課税価格の計算上、当該災害の発生直後を基準とした価額とすることができることとする。また申告期限が到来するものについては、その申告期限を特定日まで延長する。	平成 29 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金および相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる
固定資産税 ・都市計 画税	滅失・損壊した家屋等に関する措置	災等の事由により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして取得する一定の家屋及び償却資産や、住宅が滅失・損壊した土地に係る固定資産税及び都市計画税について、一定の減額や特例の範囲とする措置を講ずる	平成 28 年 4 月 1 日以後に生じた震災等の事由による被災住宅用地について適用する。
法人税 地方税	災害損失欠損金額の還付請求	一定の場合、中間期間において災害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を請求することができる措置を講ずる。	—

以上